

第31号議案

島根県議会事務局条例の一部を改正する条例

島根県議会事務局条例（昭和25年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(3) 政務調査課

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。